

| | | | | |
|-------------------|---|---|------|-----------|
| 23 中建審・請第2号審査請求事件 | | | | |
| 審査請求年月日 | | 平成23年5月9日 | | |
| 審査請求人住所 | | 中野区中央一丁目 | | |
| 審査請求の内容 | | 建築確認処分の取消し | | |
| 処分庁（不作為庁） | | 指定確認検査機関 株式会社 ビルディングナビゲーション確認評価機構 | | |
| 審査請求に係る建築物 | 建築物の敷地 | 中野区野方三丁目 | | |
| | 地域・地区 | 第一種低層住居専用地域（60/150） 近隣商業地域（80/300） 準防火地域 第2種高度地区 | | |
| | 建築主住所 | 杉並区上荻二丁目 | | |
| | 用途 | 一戸建ての住宅 | 構造 | 木造 |
| | 敷地面積 | 102.14㎡ | 階数 | 地上/地下 2/0 |
| | 建築面積 | 50.49㎡ | 延べ面積 | 93.55㎡ |
| 建築審査会の処分（概要） | | | | |
| 口頭審査年月日 | 実施なし | | | |
| 請求人の主張 | <p>本件処分に係る建築計画概要書には、「敷地と接している部分の長さ」が2mとの記載がなされているが、境界確認書記載のとおり1.952mである。したがって、本件処分は建築基準法43条1項違反を看過してなされた処分として同法6条4項に違反し、取り消されるべきである。</p> | | | |
| 処分庁の弁明 | <p>本件確認を受けた建築物については、建築主から処分庁に対して「工事取止め届」が提出されこれを受理しており、本件処分をもとに建築されることはない。かつ、建築主は、建築確認処分の撤回の申出書を処分庁に提出していることからみてもその意思に間違いのないことが裏付けられる。</p> <p>処分庁は、この建築主からの建築確認処分の撤回の申出書の審査及び本審査請求に係る書類等から本件処分の撤回を決定し建築主に対して確認処分を撤回する旨の通知書を交付している。</p> <p>このことから、本件処分は、処分庁の撤回により効力を消失しており、本件処分に基いて建築物が建築されることがないことは一層確実なものとなっている。</p> <p>以上のことから、裁決によって取り消すべき処分は、もはや存在しないので、本件審査請求は、請求の利益を欠き不適法なものであり、行政不服審査法第40条第1項により、却下されるべきである。</p> | | | |
| 裁決年月日及び主文 | <p>平成23年12月7日 本件審査請求を却下する。</p> | | | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| 裁 決 の 理 由 | <p>(1) 請求人は、</p> <p>本件処分的前提となった確認申請（以下「本件確認申請」という。）の際に提出された建築計画概要書第二面には、本件建築計画にかかる敷地（以下「本件敷地」という。）の接道状況につき、「敷地と接している部分の長さ 2 m」との記載がなされているところ、現実には本件敷地が前面道路と接している部分の長さは1.952 mに過ぎないのであるから、本件処分は建築基準法（以下「法」という。）43条1項違反を看過してなされた処分として法6条4項に違反し、取り消されるべきであると主張するものと解される。</p> <p>(2) 本件に関しては、以下の経過が認められる。</p> <p>平成23年何月何日 本件確認申請受理</p> <p>同年何月何日 本件処分</p> <p>同年何月何日 本件審査請求提起</p> <p>同年何月何日 建築主及び同代理人である請求外A一級建築士（以下「本件一級建築士」という。）が連名にて、処分庁に対して、本件処分にかかる工事につき取止め届を提出した。</p> <p>同年何月何日 建築主が処分庁に対し、本件確認申請の撤回申出書を提出した。</p> <p>同年何月何日 処分庁が本件処分につき撤回処分を行い、これを建築主に対して通知した。</p> <p>(3) 本件請求は、本件処分の取消を求めるものであるところ、上記記載のとおり、本件処分は平成23年何月何日付で有効に撤回され、これにより本件処分は消滅したものと認められる。</p> <p>よって、本件審査請求は、その審査対象たる本件処分の消滅によって不適法なものとなったことが明らかであるから、行政不服審査法40条1項の規定に基づき、主文の通り裁決する。</p> <p>(4) 本件敷地は、その東側の路地状敷地の東端において、前面道路（法42条2項道路）に接しているところ、その接する部分の幅は約1.95 mに過ぎず、また、路地状部分の西端は幅員約1.65 mしかないものと認められる。</p> <p>しかるに、本件確認申請の際に建築主（本件一級建築士）によって提出された前記建築計画概要書の第三面の配置図においては、前面道路に接する部分の幅は「2.000 m（有効）」、路地部分の西端は幅員「2.002 m（有効）」と明記されており、本件敷地の形状も明らかに実際とは異なっている。</p> <p>本件においては、このような事実と異なる記載によって本件処分がなされたものと認められるところであり、当審査会は、建築主及び本件一級建築士（建築士法2条の2参照）の責任は重大であると思料する次第である。</p> | |
| | 審 査 請 求 | 年 月 日 |
| 行 政 訴 訟 | 年 月 日 | |